



建築物点検シリーズ8 建築設備編その2

◆ 非常用照明の点検について ◆

●非常用照明って？

非常用照明とは、火災や地震などの災害発生によって停電となった場合、速やかに予備電源（バッテリーなど）が作動して点灯を継続し、避難等に有効な明るさを確保するために設置するもので、不慮の事態に備えた「安全のあかり」といえます。

一般的な庁舎の場合、延べ面積1,000㎡以上の建築物又は3階建て以上で延べ面積500㎡を超える建築物などに設置されています。

●非常用照明の種類

下表のように、大きく分けて「電池内蔵形」「電源別置形」があり、さらにその中に常時・非常時ともに点灯する「併用形」と非常時のみ点灯する「専用形」があります。

分類		説明	器具の画像	備考
電池内蔵形	併用形	常時点灯する蛍光灯の1灯が非常時も点灯する(2灯形器具の場合)。常時、非常時ともに使用できる器具。点検用スイッチ(ひも等)が付いている。		点検用スイッチ(ひも等)
	専用形	常時は消灯しており、非常用電球が非常時のみ点灯する。非常点灯専用の器具。点検用スイッチ(ひも等)が付いている。		点検用スイッチ(ひも等)
電源別置形	併用形	常時点灯する蛍光灯が非常時には別置きされた直流電源(DC100V・自家発電設備等)により点灯する。常時、非常時ともに使用できる器具。		見た目は普通の蛍光器具
	専用形	非常時のみ別置きされた直流電源(DC100V・自家発電設備等)により点灯する。非常点灯専用の器具。		見た目は普通のダウンライト


今回はこちらの紹介です。

電池内蔵形



いざというときに、非常用照明が点灯しないと大惨事になるかもしれないよ。

今回は一般的な庁舎で多く設置されている「電池内蔵形」の非常用照明の点検について紹介します。

部位：非常用照明（電池内蔵形）		劣化現象等
方法：【作動確認】	法定点検周期 1年	・点灯しない。
		対応策・応急措置等
		・点灯しない場合は球切れや電球のゆるみ、バッテリーの寿命の確認を行う。

点検で、脚立や踏み台を使うときは、転落事故に注意して下さいね。



●どうやって点検するの？

- ①緑色のモニターランプが点灯しているのを確認します。
（古いものは無い場合もあります）
- ②点検スイッチ（ひも等）を引いて非常点灯に切り替わることを確認します。
その後、分電盤の照明回路の電源を切り、30分以上非常点灯することを確認します。
（30分以上点灯しなければ法令違反となります）
- ③点灯しない場合は球切れや電球のゆるみ、バッテリーの寿命を確認します。
点灯しても30分以内で消灯する場合はバッテリーの性能が落ちており、寿命と考えられます。
（バッテリーの寿命は4～6年程度とされています）

点灯しない場合、または30分以内で消灯する場合は法令違反となるばかりか、いざというときに大惨事になりかねませんので、速やかに電球やバッテリーの交換をお願いします。

●省エネ対策等で蛍光管の間引きを行っている場合は注意！

最近、省エネ対策等で蛍光管の間引きを行っている事例を見かけることがありますが、「併用形」の非常用照明の蛍光管を間引いてしまうと当然ながら非常点灯しなくなり、法令違反の状態となりますので、注意をお願いします。



「併用型」非常用照明器具の非常点灯する側の蛍光管をこのように間引いてしまうと、非常点灯しなくなってしまいます。